

議案第138号

工事請負契約（（仮称）市立文化芸術施設新築工事）の変更について

資料5 庭園内で飲食などを提供する屋外イベントの内容と施設の設置目的

当該施設の設置目的は、宝塚市立文化芸術センター条例第1条において、「文化芸術の振興を図り、もって心豊かな市民生活の向上及び文化の薫り高いまちづくりに寄与するため、新たな文化創造及び市民交流の場とすること」としています。

この設置目的を達成していくため、多世代が自然と触れ合いながら感性を育み、幅広い活動ができるようセンターと庭園を一体的に管理運営し、庭園では緑化や環境への意識を醸成するワークショップやイベントなどを開催することとしています。

また、利用者の満足度を高め、施設ににぎわいをもたらすことを目的として、飲食の提供など様々な事業を行うこととしています。出店方法は、常設に限らず、ワークショップやイベント開催、夏休み期間などに合わせて、キッチンカーや仮設テントを一時的に設置するなど、誰でも気軽に利用できるオープンな雰囲気、多様な過ごし方ができる庭園など、日々の暮らしに潤いを与える良質な環境の中で、文化芸術や自然に触れることのできる「居心地の良い空間」づくりを目指します。